

道路交通法の一部改正について

昨年 5 月 24 日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行され、16 歳以上の者による自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されます。

法改正にあたり警察庁では、自転車の安全な利用を図るため、自転車の基本的な交通ルールと、警察による交通違反の指導取締りの基本的な考え方についてとりまとめた「自転車ルールブック」を作成・公表しています。

については、「自転車ルールブック」等を活用し、下記「自転車走行における主な交通反則と罰則金」も参考にして安全運転に努めてください。

【参考】自転車走行における主な交通反則と反則金

携帯電話を使用しながらの運転、いわゆる「ながら運転」	12,000 円
逆走や歩道通行などの通行区分違反	6,000 円
踏切を通過時の踏切直前（もしくは停止線）の一時不停止	6,000 円
一時停止が現示されている停止線での一時不停止	5,000 円
ブレーキがきかないなどの制動装置の不良	5,000 円
傘差し運転やイヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転	5,000 円
無灯火走行	5,000 円
並んで走行する並進禁止違反	3,000 円
二人乗り	3,000 円

「自転車運転ルールブック」で検索もしくは以下の URL

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/rulebook.pdf>